

下水道使用料（検針用井戸水）に係る現地調査結果及びその後の経過について

平成 21 年 4 月 20 日

下 水 道 部

1 現地調査結果について

検針用井戸水使用者の大口排水量事業所及び製造業等の事業所19社を対象として、平成20年9月末から10月にわたり現地調査を実施しました。

調査に当たっては、排水設備の申請書・図面等に基づき現場での照会を実施し、給水ポンプ・受水槽の配管・給水メーター等について確認を行ないました。

その結果、1事業所において下水道使用料を免れていた事実が判明したものです。

2 当該事案の概要について

当該事業所においては、給水ポンプ4基を使用していたが、そのうち2基について検針用の給水メーターが取り付けられていなかったものです。

これは、従来からの給水ポンプだけでは渇水期に受水槽への供給が困難になり、ボイラの使用ができなくなるなど、業務に支障が生じるようになったことから、昭和63年に給水メーターを取り付けることなく、給水ポンプ2基（ボイラ用・受水槽用）を新たに追加したものです。

3 当該事案発覚後の経過について

現地調査により、平成20年10月1日に事案が発覚したのち、当該事業所関係者及びポンプ工事施工業者などから事情聴取し、事実確認及び検証を行ないました。

汚水の排出量の認定については、資料が乏しいため様々な角度から検討を重ねたが、同年11月から同年12月までの1ヶ月の使用水量等を把握し、その結果を基に認定したものです。

(1) 下水道使用料の遡及について

地方自治法第236条の規定により遡及できるのは5年間であり、平成16年2月以降の排出量認定分から追加徴収しております。

(2) 追加徴収下水道使用料について

①期 間	平成16年2月分から平成20年10月分まで
②排出量	3,315立方メートル
③追加徴収使用料	778,986円

(3) 過料について

検針用の給水メーターを取り付けることなく、給水ポンプを設置していたものであり、下水道使用料の徴収を免れた期間も、昭和63年から平成20年10月までの約20年にわたるも

のです。

このことにより、盛岡市下水道条例第 29 条の規程に基づき過料を科すこととし、その額については、同種の実績及び判例、法令を総合的に勘案し、免れた金額の 2 倍に相当する 1,557,972 円としたものです。

過料額 ⇒ 追加徴収下水道使用料 778,986 円 × 2 倍 = 1,557,972 円

(4) 徴収までの経過

	追加徴収下水道使用料	過 料
平成 21 年 1 月 23 日 (金)	追加徴収下水道使用料 納入通知	過料処分の予定について告知 弁明通知書
2 月 20 日 (金)	追加徴収下水道使用料 納期限	弁明書 提出期限
2 月 23 日 (月)		過料の処分通知
3 月 31 日 (火)		過料 納期限

なお、追加徴収下水道使用及び過料については、既に納期限内に納付されております。